

さようぶくしプラン

(第2次地域福祉推進計画)

平成24年度～平成28年度



社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会



はじめに



平成19年9月に策定された、さようふくしプラン（第1次地域福祉推進計画）では、「全ての住民が共に生き、支えあい、より豊かな生活を創り出す福祉コミュニティを実現する」を基本理念に、住民の参加と参画、福祉活動者、事業者等広範囲な連携と協働を密にした具体的な行動により社会福祉の増進を図り、「元氣 いきいき ささえあい 生きがいのある まちづくりを進める」の福祉目標をかかげ取り組んでまいりました。

合併後6年が経過し、少子高齢化は一段と進み、家族や地域との繋がりは希薄になり、無縁社会といった状況になりつつあります。また、少子化による保育園、小学校、中学校の統廃合の問題、集落においては限界集落で集落機能の維持さえ困難になるなど多くの課題が山積しています。

一方、世界的な経済危機が続くなか、個人所得の減少、雇用や景気の低迷による不安が増大し、国・地方財政は深刻な状況になっています。

また、地球の温暖化の影響とみられる甚大な災害が世界各地で発生しております。わが国においても、自然災害による被害が全国各地で起こっており、多くの生命・財産が失われております。

災害を未然に防ぐためにも「自分たちの地域は自分たちで守る」の取組みが不可欠であり、地域住民相互の助け合い、支えあい活動の推進が重要となります。

「住み慣れた地域で安心して暮らしたい」という誰もの願いを実現するため「自助」「共助」「公助」の一体的支援体制の取組みを進めるため、各種事業を関係機関、団体等の協力を得ながら実施するとともに、町民に信頼される利用しやすいサービスの実現が求められています。

このような背景のなか、第1次地域福祉推進計画の実績、検証を踏まえ、策定委員で協議を重ね、さようふくしプラン（第2次地域福祉推進計画）を策定いたしました。

本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきましたみなさま方をはじめ、多大なご尽力を賜りました地域福祉推進計画策定委員のみなさまに心から厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会
会 長 濱 田 義 弘

目 次

第1章 計画策定にあたって	・・・ P 1
1. 社会福祉協議会の性格と活動原則	
(1) 社会福祉協議会の性格	
(2) 社会福祉協議会活動の6つの原則	
2. 計画策定の現状	・・・ P 2
(1) 地域福祉推進計画の必要性	
(2) 町社協の財政状況及び制度等の動向	
①町社協の財政状況と補助金等の確保	
②介護保険制度及び障害者自立支援法に基づく介護サービスの推進	
③移送サービス事業への対応	
④地域子育て支援事業の充実	
⑤災害に備えての対応	
⑥個人情報保護法への対応	
⑦法令順守への対応	
⑧指定管理者制度への対応	
3. 計画策定の意義	・・・ P 5
(1) 計画の意義	
(2) 計画の構成と期間（5ヵ年計画）	
(3) 基本理念	
(4) 福祉目標	
(5) 基本方針	
(6) 計画策定の体制と経過	
第2章 町社協事業（活動）のあらまし	・・・ P 6
1. 自主事業	
(1) 福祉委員を中心に取り組むサロン事業	
(2) 在宅福祉活動	
(3) 福祉総合相談活動	
(4) ボランティア活動	
(5) 福祉教育（福祉スクール）	
(6) 子育て支援事業	
(7) 広報・情報活動	
(8) 介護サービス事業	
(9) 善意銀行事業	
(10) 共同募金・歳末たすけあい運動配分金事業	

2. 受託事業（補助事業）

・・・ P 9

《町からの受託事業》

- (1) 食の自立支援事業
- (2) 移送サービス事業
- (3) 家族介護用品支給事業
- (4) 家族介護者交流事業（介護者のつどい）
- (5) 家族介護教室事業
- (6) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（体験デイサービス）
- (7) 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業（ふとんクリーニング）
- (8) 弁護士相談事業
- (9) 地域包括支援センター「ブランチャ」業務
- (10) 施設管理（指定管理者制度）
- (11) 放課後子ども教室

《県からの受託事業》

- (12) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）
- (13) 生活福祉資金・臨時特例つなぎ資金制度

第3章 地域福祉推進計画

・・・ P11

推進目標Ⅰ 住み慣れたところで

いつまでも暮らし続ける支援活動

・・・ P12

- ①活動項目：福祉委員活動の推進
- ②活動項目：高齢者のつどい、ひとり暮らし高齢者のつどい
ふれあいの里交流
- ③活動項目：弁護士相談事業（町受託事業）
- ④活動項目：福祉教育推進事業・福祉スクール
- ⑤活動項目：まちの子育てひろば事業
- ⑥活動項目：放課後子ども教室（町受託事業）
- ⑦活動項目：地域づくり協議会等との連携
- ⑧活動項目：集落単位の福祉座談会
- ⑨活動項目：福祉団体との連携
- ⑩活動項目：県社協及び他施設との連携

推進目標Ⅱ 安心して自宅で生活を続ける支援活動

・・・ P15

- ①活動項目：おしゃべりクッキング
- ②活動項目：福祉機器、イベント機器の貸出事業
- ③活動項目：介護用品の紹介、斡旋
- ④活動項目：福祉車両貸出事業
- ⑤活動項目：食の自立支援事業（町受託事業）
- ⑥活動項目：生きがいと健康づくり推進事業（町受託事業）
- ⑦活動項目：寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業（町受託事業）
- ⑧活動項目：家族介護用品支給事業（町受託事業）
- ⑨活動項目：家族介護者交流事業（町受託事業）
- ⑩活動項目：家族介護教室事業（町受託事業）
- ⑪活動項目：移送サービス事業（町受託事業）

推進目標Ⅲ 共に生きる地域づくりの推進 . . . P19

- ①活動項目：ボランティア研修・講座の開催
- ②活動項目：ボランティアセンターの機能強化
- ③活動項目：ボランティア連絡会との連携
- ④活動項目：災害時対応組織づくり

推進目標Ⅳ 地域への福祉情報の発信と調査活動 . . . P21

- ①活動項目：社協だより『かがやき』の発行
- ②活動項目：各事業を紹介するパンフレットの発行
- ③活動項目：ホームページの活用
- ④活動項目：介護保険事業所だより『さっぴー通信』の発行
- ⑤活動項目：住民意識調査
- ⑥活動項目：個人情報保護

推進目標Ⅴ 誰もが安心して生活できる
介護サービスの充実 . . . P23

- ①活動項目：適切な介護保険事業の実施
- ②活動項目：障害者自立支援（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、
移動支援、身体障害者（児）訪問入浴）
- ③活動項目：難病患者ホームヘルプサービス（町受託事業）

強化目標Ⅰ 多様な住民が参加・参画した社協づくり . . . P27

- ①活動項目：住民を基盤とする会員制度の強化
- ②活動項目：住民主体の社協づくり

強化目標Ⅱ 経営体制と財政基盤の確立 . . . P28

- ①活動項目：役員会組織の運営と機能強化
- ②活動項目：共同募金委員会との連携
- ③活動項目：自主財源の強化と活用
- ④活動項目：資産の効率的な安定運用

参考資料 . . . P29

1. 佐用町社会福祉協議会 組織図
2. みんなでつくる地域福祉のイメージ
3. 佐用町の人口ピラミッド
4. 佐用町の人口割合
5. 第2次地域福祉推進計画策定委員会設置要綱
6. 第2次地域福祉推進計画策定に係わる経過
7. 第2次地域福祉推進計画策定委員会委員名簿
8. 第2次地域福祉推進計画策定実務担当者名簿

第1章 計画策定にあたって

1 社会福祉協議会の性格と活動原則

(1) 社会福祉協議会の性格

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法にもとづいて、全国・都道府県・市町村に設置されている民間の福祉団体（社会福祉法人）です。地域の住民が主体となって、地域における福祉問題を解決するために住民の参加協力を得て協議し、組織的に活動を行なう団体です。

佐用町社協では基本理念として「全ての住民が共に生き、支えあい、より豊かな生活を創り出す福祉コミュニティを実現する」をめざして活動を続けています。

社会福祉法（平成12年改正） 第109条

市町村社会福祉協議会は・・・次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて・・・

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

地域福祉活動の基盤は、私たちが毎日を快適に安心して暮らしていくために、それぞれの地域で抱えている課題や問題を解決していくことです。地域の中で援助を必要とする人が孤立することがないように、そこに住む人々がみんなで問題の解決に向けて考え、支えあい、助けあいながら自分にできる範囲で活動していくことをめざします。

(2) 社会福祉協議会活動の6つの原則

社協は、地域福祉の実現をめざし、6つの原則にもとづいて活動を進めます。

I ノーマライゼーションの原則

社協は、すべての住民の社会、経済、文化等あらゆる分野での社会参加と通常生活を保障することをめざす。また、社協はその組織運営および活動においてもその実現をめざします。

II 住民ニーズ基本の原則

社協は、住民の福祉課題の把握に努め、その課題解決のための諸活動を計画し実施します。

III 自己決定の原則

社協は、住民が自分の生き方や物事を自身で決める権利を持ち、その誠実な決定および選択することを尊重するとともに、社協組織の運営やその諸活動に主体的に決定するよう援助します。

IV 継続性の原則

社協は、住民の福祉課題を解決するにあたって、これまでの生活の継続を保障する活動を推進します。

V 総合性の原則

社協は、生活者の立場にたつて、公私の社会福祉、保健・医療、教育、労働等の関連分野の関係者と連携を深め、地域福祉の総合的な企画・推進を図ります。

VI 民間性の原則

社協は、社会福祉の公共性を尊重し、かつ地域福祉を推進する中核的民間組織として、住民の参加を基盤とする創造性・先駆性・柔軟性・開拓性を発揮します。

2 計画策定の現状

(1) 地域福祉推進計画の必要性

社会経済の低迷で個人所得の減少、雇用不安などによる個人消費の冷え込みが依然回復せず、景気の低迷による不安が拡大しています。

一方、地域の暮らしを取り巻く環境は、少子高齢社会を迎え、家族の小規模化は一層進み、家族や地域で支え合う人間関係がつかれない、地域のつながりも薄れ集落機能が崩壊しつつあります。

こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、公的サービスの充実はもとより、住民相互の支え合い・助け合い活動が重要となります。

そのため、地域における福祉の課題を町民をはじめ行政、関係機関、団体等が連携を密にし、協働して解決に向けた活動を展開することを目的に第2次地域福祉推進計画を策定しました。

(2) 町社協の財政状況及び制度等の動向

①町社協の財政状況と補助金等の確保

ア 財政状況

事業の見直しや事務の効率化、経費の削減はもちろんのこと、今後安定した経営を図るために自主財源の増強等、地域福祉を支える安定的な財源確保が必要です。

平成24年度予算

収 入		支 出	
項 目	%	項 目	%
会費収入	1.9	法人運営事業費	23.8
寄付金収入	1.5	地域福祉活動推進事業費	1.0
県・町補助金、受託金収入	22.5	在宅福祉支援事業費	5.9
介護保険、自立支援費等収入	62.9	居宅介護等事業費	67.2
その他収入	11.2	共同募金配分金事業費	0.9
		善意銀行運営事業費	1.2
	100.0		100.0

イ 補助金等の対応

補助金は、社会福祉法にも明記された公益的な取り組みを支えるもので、今後一層その取り組みを充実させるために、補助金等行政の支援が必要です。

社協は、他の民間福祉組織とは違い、公益性の高い地域福祉を推進する中核的な組織として今後も行政との協働により福祉活動に取り組む必要があります。

社協の自助努力として自主財源の確保が求められています。（会費・寄付金・利用料金など）

②介護保険制度及び障害者自立支援法に基づく介護サービスの推進

ア 介護保険制度の動向と対応

基本理念に高齢者の自立支援を掲げた介護保険制度が平成12年4月に始まってから11年が経過しました。この間、老後を支える仕組みとして着実に浸透し、介護サービス利用者の急増に伴う介護保険財政の悪化や介護サービス提供体制の充実などが課題となっています。

このような状況の中、国において平成24年4月から介護保険制度が改正されます。今回の制度改正の方向性としては、要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続けることができる「地域包括ケアシステムの確立」が掲げられています。主な内容として、団塊世代が75歳以上となり、高齢化がピークを迎える「2025年問題」を視野に入れ、高齢者が住み慣れた地域で医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供できるように「対応定期巡回・随時対応サービス」や「複合型サービス」等が創設されます。

本会では、介護保険制度の改定に対応し、要介護者等が可能な限り自立した生活を継続できるよう支援し、老後における介護不安を解消する社会システムを地域の中に整備することをめざします。

イ 障害者自立支援法の動向と対応

平成18年4月1日に障害者自立支援法が施行され「バリアフリー」「ノーマライゼーション」の理念のもと、弱者の「保護」という視点でスタートした戦後の社会保障制度を「自立」を支援する制度へと転換することになりました。この制度により、介護保険制度の給付体系にあわせて保健福祉サービスが再編成されるとともに、利用者負担の原則が応能負担から応益負担になりました。

しかし、介護サービス経費の1割負担を原則とする応益負担への変更は、サービス利用の頻度の高い重度障害をもつ利用者ほど負担額が生計費を圧迫し、利用を自己抑制するなどの問題が生じ、法施行直後に利用者負担の軽減等の対策を余儀なくされました。

このような問題に対応するため、平成22年12月障害者自立支援法の改正案が成立し、平成24年4月から再度応能負担へと負担方式を切り替えることや、福祉サービスの対象者を身体、知的、精神障害に加え発達障害を位置づけるなど、すべての障害者が制度の谷間にこぼれ落ちないように総合的に保障することが位置づけられました。また、これまでの障害者自立支援法を廃止し、平成25年を施行目標として、全ての障害者が等しく基本的人権を享有できる社会をめざす障害者生活総合支援法（仮称）の策定が進められようとしています。

本会では、今後も障害者が地域の中で安心して暮らせるよう、居宅介護サービスを中心に利用者の自立支援につなげる介護サービスの提供に取り組む必要があります。

③移送サービス事業への対応

現在、行政は高齢者などの外出支援施策として、「さよさよサービス」と「タクシー運賃助成」によるサービスが実施されています。

本会においては、福祉車両を活用しストレッチャーや車椅子を常時使用する方の福祉移送支援事業を実施しています。今後も、地域住民の立場に立って行政と協議を重ね、より良いサービスが実施できるよう取り組む必要があります。

④地域子育て支援事業の充実

急速な少子化の進行と子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している現在、国においては平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会づくりに向けて今後10年間における集中的な取り組みとして、次世代育成支援策が全国で進められています。

本会では、子育てに関する地域の現状と課題を把握し、当事者のニーズを聞き、地域課題として提案し、「まちの子育てひろば事業」などの取り組みを充実していくことが必要です。

⑤災害に備えての対応

平成23年3月の東日本大震災では、巨大地震と大津波で未曾有の被害を受けました。全国各地で災害がいつ起きてもおかしくない状況の中、高齢者や障害者には特に深刻な問題です。佐用町内においても平成21年8月の台風9号の豪雨による大災害にみまわれました。

このような教訓にたち、地域では日頃から隣近所の助け合いやかかわりが大切となってきます。

本会では、災害対応マニュアルなどの更新や、災害ボランティアセンター運営に係る資機材の整備、日頃から福祉委員や民生委員児童委員など福祉関係者のネットワークの強化を図り、要支援対象者の把握や情報提供できる体制づくりが求められています。

また災害でも介護サービスを安定して提供できる体制づくりについても検討が必要です。

⑥個人情報保護法への対応

個人情報保護法が平成17年4月から施行され、個人情報保護の十分な体制整備と職員研修などの取り組みや、個人情報のあり方について検討することにより、個人情報の保護を図る必要があります。

⑦法令順守への対応

福祉事業者に関係する事故や事件が全国的に多く発生しています。事故については、いつでも起こりうるものと考え、起きた時の対応については、日頃から準備と確認を的確にし、マニュアルなどの整備をしておくことが必要です。

⑧指定管理者制度への対応

多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、地方自治法が改正され、公の施設管理について指定管理者制度が導入され、平成18年9月から久崎老人福祉センター（きらめきケアセンター上月）の指定管理を受け運営しています。

今後社協が管理している南光地域福祉センター、佐用町地域福祉センター、三日月福祉拠点施設についても指定管理の検討が必要になっており、社協が運営することによる特色を出すことが求められ、いかに地域福祉の推進と関連付けて運営するかが課題となってきます。

3 計画策定の意義

(1) 計画の意義

本会では、第1次地域福祉推進計画を策定し「元気 いきいき ささえあい 生きがいのあるまちづくりを進める」を基本目標に福祉活動の推進を行ってきました。第1次地域福祉推進計画事業の検証を行い課題の解決に向け、社会福祉法の福祉サービスの基本理念にのっとり、地域福祉を推進する中核的な組織としての果たす役割を明確にしなければなりません。

その使命を果たすため、第2次地域福祉推進計画の策定を行い、住民の参画と協働により具体的な行動を促し、社会福祉の増進に努めます。

(2) 計画の構成と期間（5ヵ年計画）

第2次地域福祉推進計画は、福祉目標を定め、5つの推進目標と2つの強化目標を掲げ、具体的な活動や事業を示しました。

また、計画の期間は、平成24年度から平成28年度の（5ヵ年）と決めました。

(3) 基本理念

**『全ての住民が共に生き、支えあい、
より豊かな生活を創り出す福祉コミュニティを実現する』**

(4) 福祉目標

計画の到達点となる福祉目標を次のように定めます。

『元気 いきいき ささえあい 生きがいのある まちづくり』

(5) 基本方針

1. 住民主体・住民ニーズに密着した取り組み
2. 質の高いサービスの提供
3. きめ細かな住民サービス
4. 住民福祉の向上強化を第一義とする経営

(6) 計画策定の体制と経過

社協職員でつくる各事業部署の代表者会議で意見収集などを行い、計画策定委員会で協議を重ね、第1次地域福祉推進計画の検証を行い課題を反映させました。

住み慣れた地域で誰もが安心していきいきとかがやき、生きがいを持って生活できる地域づくりには、住民相互の支え合い、助け合い活動が重要であるので、住民の顔が見える地域に密着した取り組みが必要となります。

年度毎に事業項目の点検評価を行い事業の見直しや、次年度や第3次、第4次につなげなければなりません。

第2章 町社協事業（活動）のあらまし

1 自主事業

（1）福祉委員を中心に取り組むサロン事業

平成18年度から全集落に新たに福祉委員を委嘱し、各集落においては、ふれあい・いきいきサロン事業に取り組みました。

サロン事業は、集落内で、無理なく、気楽に、楽しく誰でも交流することで、地域のつながりを強くする隣近所の声かけ・助け合い活動につながっています。

「地域を知り、人を知る」ためのひとつの手段として実施し、地域の福祉力を高め、自らが住む地域の課題に気づく場ともなっています。

（2）在宅福祉活動

全ての人々が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、閉じこもりがちな高齢者等が気楽に出かけ楽しい時間を過ごしていただけるような、つどいや各種在宅福祉サービスの提供に取り組みました。

- ① ひとり暮らし高齢者のつどい
- ② 福祉機器の貸出事業
- ③ 介護用品の紹介、斡旋
- ④ 当事者組織支援活動
- ⑤ 移送サービス事業・福祉車両貸出事業
- ⑥ 高齢者のおしゃべりクッキング

（3）福祉総合相談活動

地域の中で潜在ニーズとして埋もれがちな複雑多様な課題に対し、ケアマネジャーを中心として住民のあらゆる生活課題を素早く受け止め確実に対応できるよう、ネットワークを生かしたきめ細やかな相談活動に取り組みました。

- ① 介護職員等専門職による相談

（4）ボランティア活動

社協を進める地域福祉活動の大半はボランティアの協力により実施しています。あたたかな地域社会を形成するボランティア活動は、地域の大きな力です。住民の皆さんのボランティア活動への関心と理解を深めるとともに、活動をサポートするためボランティア連絡会を組織し諸事業に取り組みました。

- ① ボランティアセンター機能の強化
- ② ボランティア連絡会の活動支援
- ③ ボランティアの発掘と養成、体験教室の開催
- ④ ボランティア市民活動災害共済などの加入促進

(5) 福祉教育（福祉スクール）

児童・生徒に、福祉やボランティア活動への理解と関心を高め、ボランティア精神や福祉のこころを育てるため、町内の小中学校を福祉協力校に指定し福祉教育の推進を図りました。

夏休み期間中に小学生や中学生、高校生を対象とした福祉スクールを開催し、子どもたちに社協活動や福祉施設での体験学習を通して、思いやりや優しい心を育てるために実施しました。

また、小学生を対象に地域の高齢者の方々などから貴重な体験や伝統文化を教わるなど交流や体験をすることで、住んでいる地域の素晴らしさや人を思いやる優しい心を育みました。

- ① 小学生・中学生・高校生の福祉スクール（ボランティア体験教室）
- ② 福祉学習（世代間交流事業）

(6) 子育て支援事業

未就園児や子育て中の家族などを対象に交流や季節の行事を取り入れたイベント、子育て相談、情報交換などで仲間づくりを進めながら充実進展を図りました。

- ① まちの子育てひろば事業

(7) 広報・情報活動

情報の一元化を目指して各分野から積極的に情報を収集し、ホームページや毎月発行の社協だより「かがやき」で全町民に情報提供を行いました。また、町広報、防災行政無線、さようチャンネルを積極的に活用し、福祉情報や社協の活動を分かりやすく地域住民に広報しました。

- ① 社協だより「かがやき」の発行
- ② 介護保険事業所だより「さっぴー通信」の発行
- ③ ホームページの運営
- ④ さよう社協事業案内の発行



(8) 介護サービス事業

世界に類を見ない高齢化が進む中、寝たきりや認知症など介護を要する高齢者の増加や介護期間の長期化など、介護ニーズは複雑化、多様化しています。

また、ひとり暮らしや高齢者世帯などの増加や介護者の高齢化など家族をめぐる状況も大きく変化し、介護の問題は一部の限られた世帯の問題ではなく、普遍的な問題となっています。

このような状況の中、本会では要介護状態になっても住み慣れた地域での生活を続けることができるよう、以下の事業所において自立を支える多様な介護サービスを実施しました。

- ①きらめきケアセンター（南光地域福祉センター内）の運営
 - ア 居宅介護支援
 - イ 訪問介護・介護予防訪問介護
 - ウ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
 - エ 通所介護・介護予防通所介護
 - オ 障害者自立支援（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援・身体障害者（児）訪問入浴介護）
 - カ 難病患者ホームヘルプサービス（町受託事業）
- ②きらめきケアセンター佐用（佐用町地域福祉センター内）の運営
 - ア 通所介護・介護予防通所介護
- ③きらめきケアセンター上月（久崎老人福祉センター内）の運営
 - ア 通所介護・介護予防通所介護

(9) 善意銀行事業

善意銀行は、町民の善意の預託を大切にし、広く町民に喜ばれる福祉事業に活用しました。

- ① 善意銀行事業

(10) 共同募金・歳末たすけあい運動配分金事業

赤い羽根共同募金運動は、平成23年度は200万円を超える募金が集まり、配分金で福祉教育や広報活動などの事業を進めました。また、歳末たすけあい運動では、「お正月用生花の宅配」「あったか灯油配達」「おせち料理配布」などの事業や、新春餅つき大会などを行い地域に密着した取り組みを進めました。

- ① 共同募金・歳末たすけあい運動配分金事業

2 受託事業（補助事業）

《町からの受託事業》

（1）食の自立支援事業

在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者と高齢者世帯で調理が困難な方を対象に、週2回（火曜日と金曜日）、ボランティアの協力を得て、お弁当を調理・配食し、利用者の安否確認の声かけと、地域とのつながりづくり（見守り活動）、在宅での生活を支援しました。

（2）移送サービス事業

要介護者及び重度身体障害者（児）の方で、車椅子やストレッチャーを使用しなければ外出や通院などが困難な方を対象に実施しました。

（3）家族介護用品支給事業

要介護1から5に認定された在宅の高齢者に対して、紙おむつなどの介護用品を支給することで、要介護者及びその家族の在宅生活を支援しました。

（4）家族介護者交流事業（介護者のつどい）

在宅で寝たきりや重度障害者などの介護をされている方を対象に、心身のリフレッシュや交流事業を進めました。

（5）家族介護教室事業

在宅で寝たきりや重度障害者などの介護をされている方や介護について関心のある方を対象に、介護の仕方や介護予防、健康維持のための学習会を開催しました。

（6）高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（体験デイサービス）

高齢者の生きがいや健康づくり、会員相互の交流を目的に、仲間づくりや生きがいづくりを体験し、地域における介護予防の担い手としての活動を支援しました。

（7）寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業（ふとんクリーニング）

寝具の衛生管理が困難な寝たきりの高齢者や身体障害者の方を対象に、寝具の水洗い及び乾燥消毒を行い、衛生的で快適な在宅生活を営めるよう支援しました。

（8）弁護士相談事業

弁護士による法律相談を定期的に行い、専門的な相談にも対応しました。

（9）地域包括支援センター「ランチ」業務

行政の地域包括支援センターの相談窓口として、社協の各きらめきケアセンターにランチを設け、町民の利便性の向上を図るとともに、訪問活動により要援護高齢者の実態把握を行い、情報を行政へつなぎました。

(10) 施設管理（指定管理者制度）

本所及び各きらめきケアセンターの建造物は町所有施設であり、受託により日常の管理を行いました。

平成18年9月から久崎老人福祉センター（きらめきケアセンター上月）の指定管理を受け運営しており、今後社協が管理している南光地域福祉センター、佐用町地域福祉センター、三日月福祉拠点施設についても指定管理の検討が必要になります。

(11) 放課後子ども教室

小学生を対象に平日の放課後や休日に、子どもたちが自由に集まり楽しく過ごせる場所を提供することと、子どもの安全と見守り、健全育成を地域住民との交流・体験の中で推進しました。

《県からの受託事業》

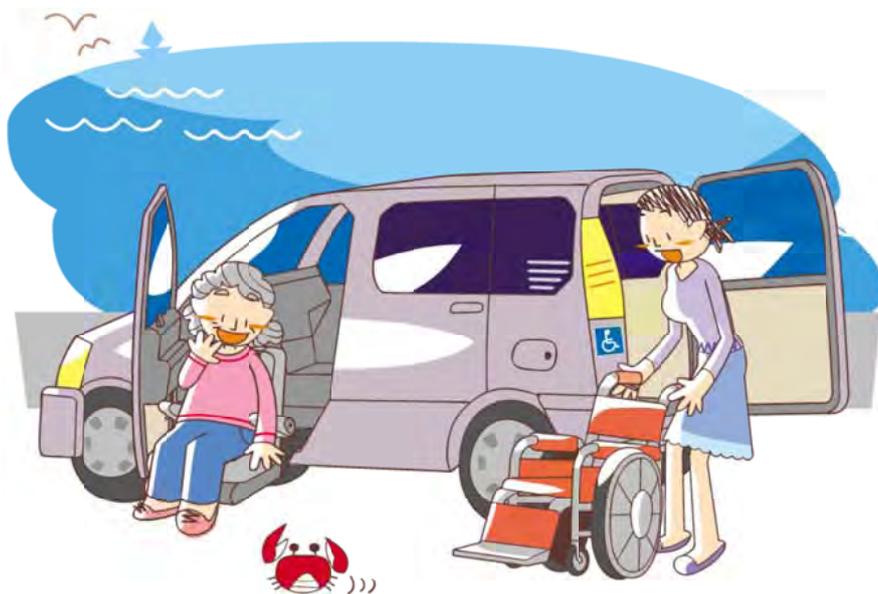
(12) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの方が、在宅で自立した生活を送ることができるように援助しました。

(13) 生活福祉資金・臨時特例つなぎ資金制度

低所得者、障害者または高齢者の方に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行い、その経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援しました。【生活福祉資金】

離職者を支援するための公的制度（失業等給付、住宅手当等）または、公的貸付制度（就職安定資金融資等）を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金または貸付金の交付を受けるまでの間のつなぎ資金（当面の生活費）を貸し付けることにより、離職者の自立を支援しました。【臨時特例つなぎ資金】



活動項目

第3章 地域福祉推進計画

福祉目標

『元氣いきいきささえあい 生きがいのあるまちづくり』

推進目標と強化目標

推進目標Ⅰ
住み慣れたところでいつまでも暮らし続ける支援活動

- ①福祉委員活動の推進
- ②高齢者のつどい、ひとり暮らし高齢者のつどい、ふれあいの里交流
- ③弁護士相談事業（町受託事業）
- ④福祉教育推進事業・福祉スクール
- ⑤まちの子育てひろば事業
- ⑥放課後子ども教室（町受託事業）
- ⑦地域づくり協議会等との連携
- ⑧集落単位の福祉座談会
- ⑨福祉団体との連携
- ⑩県社協及び他施設との連携

推進目標Ⅱ
安心して自宅で生活を続ける支援活動

- ①おしゃべりクッキング
- ②福祉機器、イベント機器の貸出事業
- ③介護用品の紹介、斡旋
- ④福祉車両貸出事業
- ⑤食の自立支援事業（町受託事業）
- ⑥生きがいと健康づくり推進事業（町受託事業）
- ⑦寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業（町受託事業）
- ⑧家族介護用品支給事業（町受託事業）
- ⑨家族介護者交流事業（町受託事業）
- ⑩家族介護教室事業（町受託事業）
- ⑪移送サービス事業（町受託事業）

推進目標Ⅲ
共に生きる地域づくりの推進

- ①ボランティア研修・講座の開催
- ②ボランティアセンターの機能強化
- ③ボランティア連絡会との連携
- ④災害時対応組織づくり

推進目標Ⅳ
地域への福祉情報の発信と調査活動

- ①社協だより『かがやき』の発行
- ②各事業を紹介するパンフレットの発行
- ③ホームページの活用
- ④介護保険事業所だより『さっぴー通信』の発行
- ⑤住民意識調査
- ⑥個人情報保護

推進目標Ⅴ
誰もが安心して生活できる介護サービスの充実

- ①適切な介護保険事業の実施
 - ア 居宅介護支援
 - イ 訪問介護、介護予防訪問介護
 - ウ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
 - エ 通所介護、介護予防通所介護
- ②障害者自立支援（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援 身体障害者（児）訪問入浴）
- ③難病患者ホームヘルプサービス（町受託事業）

強化目標Ⅰ
多様な住民が参加・参画した社協づくり

- ①住民を基盤とする会員制度の強化
- ②住民主体の社協づくり

強化目標Ⅱ
経営体制と財政基盤の確立

- ①役員会組織の運営と機能強化
- ②共同募金委員会との連携
- ③自主財源の強化と活用
- ④資産の効率的な安定運用

推進目標Ⅰ 住み慣れたところでいつまでも暮らし続ける支援活動

誰もが住み慣れた地域で、家族や友達といきいきと暮らしていくためには、安心を実感できる環境づくりが不可欠です。そのためには、共に生きる意識の啓発を行うとともに、学校教育や生涯学習等を通じて地域ぐるみの住民活動やボランティア活動、住民参加型福祉サービスの充実を図り、地域の福祉力の向上を目指します。

①活動項目：福祉委員活動の推進

現状と課題

平成18年度から福祉委員を委嘱し、各集落でふれあい・いきいきサロンの事業に取り組み、サロンを通じて要援護者の見守り活動を実施しました。

福祉関係者（民生委員児童委員）との連携強化に向けて合同研修会を開催しましたが、集落内対象者リストの作成には至りませんでした。

今後5ヵ年の活動方針

全142集落中107集落（平成22年度実績）でサロンが実施されていますが、実施されていない集落への支援方法の検討や実施内容を提案し、見守り助け合いシステムの構築を進め、要援護対象者把握の仕掛けづくりをします。

町助成金の廃止（平成24年度から）に伴い、社協の支援方法を検討します。

②活動項目：高齢者のつどい、ひとり暮らし高齢者のつどい ふれあいの里交流

現状と課題

高齢者の生きがいや健康づくり、会員相互の交流を目的に開催しました。

開催日や内容等は支援者主体で実施しているのが現状です。

居宅介護支援事業所と連携を図り実施しましたが、参加者の固定化や送迎等の課題があります。

今後5ヵ年の活動方針

開催内容の検討と送迎の見直しを行うとともに、アンケート等を実施し改善点を探り、よりよい事業にします。

③活動項目：弁護士相談事業（町受託事業）

現状と課題

専門的な相談にも対応できる弁護士相談を、平成23年度から2ヶ月に1回（奇数月）開催しました。

介護関係の相談はケアマネジャーが随時対応しました。

今後5ヵ年の活動方針

弁護士相談の開催回数と面接時間の見直しを検討します。

町担当課と調整協議を重ね、よりよい事業にします。

④活動項目：福祉教育推進事業・福祉スクール

現状と課題

町内の小中学校を福祉協力校に指定し、各学校の特色を生かした福祉教育の取り組みを進めました。

夏休みに小・中・高の児童・生徒を対象とした福祉スクールを開催しましたが、体験や学習テーマの見直しが必要です。

児童・生徒だけでなく、住民（PTAや地域づくり協議会等）を対象とした福祉教育（認知症講座や体験学習等）を開催し、気づきの場を作る必要があります。

今後5カ年の活動方針

福祉協力校の指定を高校にも拡大できるよう検討します。

事業内容の検討を図り、体験やテーマを明確にし、小・中・高等学校との連携を強化します。

住民（PTAや地域づくり協議会等）を対象とした福祉教育（認知症講座や体験学習等）を開催します。

⑤活動項目：まちの子育てひろば事業

現状と課題

未就園児や子育て中の家族などを対象に、交流や仲間づくりを目的に開催しました。

PRにより、たくさんの親子が参加されているものの、自由遊びの参加者が少ないといった問題があります。

ひろばでは、随時子育ての悩みや相談を受けているが子育て相談所の実施には至りませんでした。

今後5カ年の活動方針

子育て支援ボランティアの自主運営が求められており、参加しやすい環境づくりや催しを検討します。

子育て相談所開設に向け準備を進め、関係機関と調整を図り、よりよい事業にします。

⑥活動項目：放課後子ども教室（町受託事業）

現状と課題

三日月地域の小学生を対象に平日の放課後や休日に、楽しく過ごせる場所の提供を行い、見守りと健全育成を目的に小学校や役場と連携をとりながら活動しました。

会場を小学校や役場など活用し、参加しやすい環境づくりに努めました。

今後5カ年の活動方針

地域資源を有効活用し、参加しやすい環境の整備と内容を検討します。

町担当課と協議を重ね、よりよい事業にします。

⑦活動項目：地域づくり協議会等との連携

現状と課題

各地域づくり協議会と社協事業の連携が不十分であり、今後の関わり方について協議の必要があります。

今後5カ年の活動方針

地域づくり協議会との連携について協議すると共に、民生委員児童委員や民生協力委員、福祉委員が連携をもてる体制づくりに取り組みます。

⑧活動項目：集落単位の福祉座談会

現状と課題

各集落で開催されるサロン（ふれあい喫茶）での同時開催が中心で、認知症講座や社協の事業、介護保険事業、災害時の対応等の説明をしました。

今後5カ年の活動方針

開催集落の選定方法と座談会の内容を検討し、説明で終わるのではなく住民の皆様の率直な意見等を聞き、今後の事業に反映していけるような座談会を開催します。

⑨活動項目：福祉団体との連携

現状と課題

共同募金の配分金を各福祉団体（身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、老年クラブ、婦人共励会、更生保護女性会）へ助成していますが、手をつなぐ育成会のみ活動支援になりました。

今後5カ年の活動方針

各福祉団体との連絡調整機能の強化を図り、連携と協力体制づくりを進め、他団体への活動支援について検討します。

⑩活動項目：県社協及び他施設との連携

現状と課題

県社協と連絡調整等はしているが不十分であった。
町内の他施設への行事等にボランティア派遣や行事の案内をしました。

今後5カ年の活動方針

地域福祉を進める上で、県社協や他の施設との連携は必要不可欠であり、連絡調整の強化を図ります。

災害時要援護者への介護サービス提供について検討します。



推進目標Ⅱ 安心して自宅で生活を続ける支援活動

核家族化の進行や地域との結びつきが弱まり、プライバシー配慮の風潮、物の豊かさなどにより、人々がお互いの生活に関心を持たなくなった結果、地域の中で福祉課題をかかえている方々の現状が「孤独」や「孤立」といったことなどで見えにくくなってきています。

多様化する福祉ニーズへの対応を図るためには、福祉サービスの質的向上と住民参加型福祉サービス等の新たな福祉サービスへの取り組みが大きな課題となります。

また、高齢者支援を目的に町から受託している各種の在宅福祉サービスや事業についても、安心して自宅で生活を続けられるよう充実させていく必要があります。

①活動項目：おしゃべりクッキング

現状と課題

町内の概ね65歳以上の方を対象に、ボランティアの方と共に調理や会食・交流を深めることを目的に開催しました。

参加者の多くは継続参加され、徐々に新規の参加者も増えてきています。

イベント的行事を希望する声も聴かれます。

町内全域から参加があるため、送迎時間が長くなる傾向があり、送迎方法等に課題があります。

今後5カ年の活動方針

事業の目的の再確認と見直しを行い、調理や会食だけでなくイベント的行事を検討します。

募集地域の限定や、ボランティアによる送迎方法等を検討します。

②活動項目：福祉機器、イベント機器の貸出事業

現状と課題

身体の不自由な方などの自立生活を支援すると共に、家族の介護負担の軽減を図り、在宅での生活を維持することができるよう、福祉機器（電動ベッドや車イス等）の貸出を行いました。

各種行事等で使用できるイベント機器や、レクリエーション機器の貸出を行いました。

各機器のメンテナンスや管理に課題があります。

今後5カ年の活動方針

各機器の定期的なメンテナンスを行い、貸出機器の保管管理場所を検討し管理を徹底します。

③活動項目：介護用品の紹介、斡旋

現状と課題

介護用品支給事業対象者以外の方にも、介護用品の紹介と斡旋をしました。

今後5カ年の活動方針

利用者のニーズに合った商品の紹介と斡旋をします。

④活動項目：福祉車両貸出事業

現状と課題

在宅生活での自立促進・健康と生きがいを目的として、通院や旅行等に使用できる福祉車両の貸出を行いました。

専用車両ではなく配置場所も異なるため、貸出の調整や管理が難しい。
車両の老朽化に伴いリフトの故障等がみられます。

今後5カ年の活動方針

貸出車両の配置場所の検討をし、調整管理がスムーズにできるようにします。
定期的なメンテナンスを実施しながら、車両の更新を検討します。

⑤活動項目：食の自立支援事業（町受託事業）

現状と課題

在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者等で調理が困難な方を対象に、週2回（火・金曜日）ボランティアの協力を得て調理と配食を行い、利用者への声かけと見守り活動で在宅生活を支援しました。

衛生講習会を開催し安全安心な事業に取り組みました。

調理・配食ボランティアが減少傾向にあり、ボランティアの確保が課題となっています。

今後5カ年の活動方針

調理・配食ボランティアの充実と確保のため広報等でPRし、ボランティアを募り事業を進めていきます。

町担当課と協議を重ね、よりよい事業にします。

⑥活動項目：生きがいと健康づくり推進事業（町受託事業）

現状と課題

高齢者の生きがいや健康づくり、会員相互の交流を目的とし、地域における介護予防の担い手としての活動を支援しました。

健康体操を中心に進めていますが、講師や支援ボランティアの不足もありマンネリ化しています。

佐用町地域福祉センター以外の施設利用が少ない。

今後5カ年の活動方針

事業内容の見直しを図るとともに、講師や支援ボランティアの確保をしながらケアマネジャーや保健師による講話や相談等を計画します。

町担当課と協議を重ね、よりよい事業にします。

⑦活動項目：寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業（町受託事業）

現状と課題

寝具の衛生管理が困難な寝たきり高齢者等を対象に、寝具の洗濯乾燥消毒をし衛生的で快適な生活を営めるよう支援しました。

事業案内を広報紙や居宅介護支援事業所と連携し行ったが、全ての対象者への周知方法に課題があります。

今後5カ年の活動方針

全ての対象者に事業の周知ができるよう努めます。

町担当課と協議を重ね、よりよい事業にします。

⑧活動項目：家族介護用品支給事業（町受託事業）

現状と課題

要介護1から5に認定された在宅の高齢者に対して、紙おむつなどの介護用品を支給し、在宅生活を支援しました。

事業内容の周知とPR方法に課題があります。

対象商品以外の希望が増え、対応が難しくなっています。

今後5カ年の活動方針

今後、広報紙等で案内するとともに、ケアマネジャーを通じて周知方法の強化を図ります。

多様化するニーズへの対応をすべく町担当課と協議を重ね、よりよい事業にします。

⑨活動項目：家族介護者交流事業（町受託事業）

現状と課題

在宅で、寝たきりの方などを介護されている方を対象に、心身のリフレッシュや交流事業を推進しました。

平成22年度に実施したアンケートの結果を考慮し、実施日や事業内容を見直し実施しました。

新規参加者は少なく固定化しています。

今後5カ年の活動方針

周知方法を見直し、参加しやすい環境づくりと内容を検討します。

町担当課と協議を重ね、よりよい事業にします。

⑩活動項目：家族介護教室事業（町受託事業）

現状と課題

在宅で、寝たきりの方などを介護されている方や、介護について関心のある方を対象に介護の仕方や介護予防、健康維持のための学習会を工夫しながら開催し、参加しやすい環境づくりに努めました。

今後5カ年の活動方針

より実践的な介護の基本技術や健康管理等の学習会を開催し、参加しやすい内容と環境づくりをします。

町担当課と協議を重ね、よりよい事業にします。

①活動項目：移送サービス事業（町受託事業）

現状と課題

要介護者等の方で、車椅子やストレッチャーを使用しなければ外出や通院が困難な方を対象に実施しました。

送迎職員の人手不足もあり、今以上の回数増の対応は難しくなっています。

今後5ヵ年の活動方針

移送サービスの利用者が増えることは確実であり、非常勤専任職員の設置を検討します。

町担当課と協議を重ね、よりよい事業にします。



推進目標Ⅲ 共に生きる地域づくりの推進

近隣の助け合いがさまざまな要因で十分機能しない状況の中、自由な発想で自発的に活動をおこなうボランティアへの期待がますます高まってきています。しかし、ボランティアの高齢化を背景に活動の担い手不足の問題が表面化しています。

本会では、ボランティアの発掘や養成、情報提供などの環境整備を行い、多くの方がボランティアとして参加できるように支援し、さまざまな要因で困りごとを抱えている方とのつながりをつくっていきます。

また、災害時において、関係機関やボランティアと協力して「災害ボランティアセンター」の運営を行うことが「佐用町地域防災計画」に明記されており、平時からネットワークづくりや人材養成を進めていく必要があります。

地域における助け合い・支え合い活動の推進をもとに、高齢者、障害者などの災害時要援護者の支援体制づくりにも公民協働のもとに推進していく役割が求められています。

①活動項目：ボランティア研修・講座の開催

現状と課題

本会で進める地域福祉事業の大半は、ボランティアの協力により実施されました。

同じ分野での登録ボランティアグループ同士の交流会や、研修会・講座を開催しましたが、新たなボランティア登録には繋がらなかった。

今後5カ年の活動方針

ボランティア研修や講座の内容を検討し、ボランティアの発掘、育成に努めます。

ボランティア交流会を企画開催し、ボランティア同士が交流できる場を提供します。

②活動項目：ボランティアセンターの機能強化

現状と課題

ボランティアセンターには46グループ約600名の登録があり、ボランティアを必要としている方と、ボランティアをしたい方を繋ぐコーディネートをしました。

今後5カ年の活動方針

ボランティアコーディネートの機能強化を図り、ボランティアセンターをPRし、よりよいコーディネートに努めます。

③活動項目：ボランティア連絡会との連携

現状と課題

ボランティア活動への関心と理解を深めることを目的に、ボランティア連絡会と連携しながら諸事業に取り組みました。

今後5カ年の活動方針

ボランティア連絡会と連携しながら、地域の特性を活かせる活動展開を推進します。

④活動項目：災害時対応組織づくり

現状と課題

災害に備え災害対応マニュアルと災害ボランティアマニュアルを策定し、災害ボランティアセンター設置訓練を計画実施しました。

平成21年の台風9号豪雨災害時には災害ボランティアセンター設置と運営を行い、その後の検証に基づきマニュアルの見直しを図りました。

災害ボランティアの募集と登録を進めています。

今後5カ年の活動方針

災害ボランティアセンターの設置訓練を定期的実施します。

登録ボランティアの研修会を定期的実施します。



推進目標Ⅳ 地域への福祉情報の発信と調査活動

本会の広報紙社協だより「かがやき」やホームページ等を有効に活用して、町民の誰もが情報を得られるよう、内容をより一層充実させるとともに、より分りやすい情報の提供を行います。

また、ニーズ・課題を意識調査やアンケートなどさまざまな手法によって、地域の福祉力を高める取り組みを進めます。

①活動項目：社協だより『かがやき』の発行

現状と課題

本会の広報紙社協だより「かがやき」の毎月発行、全戸配布により身近な情報を提供しました。

編集委員会が設置できておらず、新たな紙面の変更には至らなかった。

今後5カ年の活動方針

広報紙づくりの研修会に参加し、写真やイラストを有効に使い、より見やすい紙面づくりに努めます。

編集委員会の設置を検討します。

②活動項目：各事業を紹介するパンフレットの発行

現状と課題

本会が実施している、各事業を紹介するパンフレットを発行しました。

今後5カ年の活動方針

より見やすい紙面づくりに努め、各事業ごとのパンフレット発行を検討します。

③活動項目：ホームページの活用

現状と課題

平成23年度にホームページを立上げ、本会の事業紹介や情報発信をしながら、情報社会に対応できるよう努めました。

今後5カ年の活動方針

見やすく分かりやすい内容を検討し、更新処理をスムーズに行えるようにします。

災害時等にホームページが活用できるようにします。

④活動項目：介護保険事業所だより『さっぴー通信』の発行

現状と課題

介護保険事業所だより「さっぴー通信」を2ヶ月に1回発行し、介護サービスについて、利用者及び家族への情報提供に努めました。

利用者の投稿欄を設け、利用者と共に紙面づくりに取り組みました。

今後5カ年の活動方針

介護保険制度の分かりやすい情報提供に努め、より見やすい紙面にします。

⑤活動項目：住民意識調査

現状と課題

事業ごとに参加者アンケートを実施し、結果を反映しました。

今後5カ年の活動方針

住民意識調査を行い、住民主体のサービス事業を検討・実施します。

⑥活動項目：個人情報保護

現状と課題

個人情報の保護を図るため、パソコンのセキュリティ対策としてシステムを導入しネット上での管理を行いました。

今後5カ年の活動方針

規程に基づいてマニュアルを作成し、個人情報の管理を徹底します。



推進目標Ⅴ 誰もが安心して生活できる介護サービスの充実

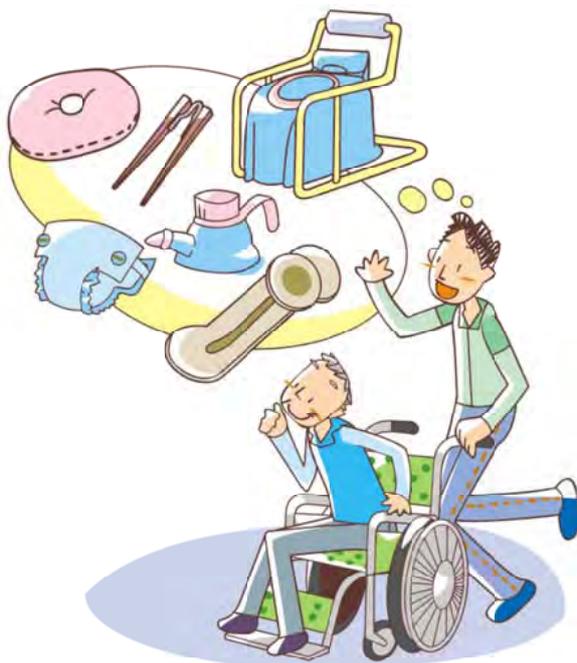
近年の急速な高齢化や少子化、核家族化により、介護や医療、年金、児童問題など未だかつて経験したことのない多くの問題が生じています。

介護分野では、平成12年にスタートした介護保険制度の財政が逼迫する中、制度の持続可能性を視点として本年4月に介護保険法が改正されます。

また、障害者福祉分野においても障害者自立支援法を廃止し障害者生活総合支援法（仮称）の制定に向けて抜本的見直しが進められようとしています。今後、①医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を実現すること、②給付の効率化・重点化などを進め、給付と負担のバランスを図り、持続可能な制度の構築が進められます。

このような動きを把握しながら、「いつまでも、住み慣れた家で、地域で暮らし続けたい」という誰にでもある願いに応えるため、行政や福祉・医療等の関係者との連携を図り、介護サービス提供体制の整備や介護サービスの質の向上に努め、常に利用者の立場に立ち[自己実現]をめざす心のこもった介護サービスを提供します。

また、介護サービスを推進する上で「採算性」の確保が経営上重要ですが、一方で公益性の高い福祉団体の使命として、制度の谷間にある要援護者のニーズへの対応、不採算な事業であっても生活ニーズに応えるという視点を持ち、介護サービスの充実を図ります。



①活動項目：適切な介護保険事業の実施

ア．居宅介護支援

現状と課題

介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護サービスの提供が確保されるように各介護サービス事業所との連絡調整をしました。

急を要する相談や認定調査にも、できる限り対応しました。

ケアマネジャー研修を受講し技術の向上に努めています。

地域福祉課と連携し、給食サービスや移送サービス等のインフォーマルサービスを提供しました。

今後5カ年の活動方針

利用者主体のサービスを提供するために、研修等により職員の資質向上に努め、適切な職員配置を行い、苦情対応体制の整備について検討実施します。

地域福祉課と連携を図り、地域とのつながりを強めます。

イ．訪問介護、介護予防訪問介護

現状と課題

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者宅に訪問して、要介護（要支援）の認定を受けられた方の日常生活の支援を行いました。

食事介助や入浴介助などの身体介護サービスと、調理や掃除洗濯などの生活援助サービスを提供しました。

介護保険外サービスの要望については、対応できるサービス提供機関につなぎました。

急を要する相談にも、できる限り対応しました。

本会以外の居宅介護支援事業所との連携強化や、非常勤訪問介護職員の確保等の課題があります。

今後5カ年の活動方針

利用者主体のサービスを提供するために、研修等により職員の資質向上に努め、介護保険制度の適切な説明とPRを行います。

早朝や夜間、休日のサービス提供体制を確立するために、訪問介護員（常勤、非常勤）を確保し、苦情対応体制の整備、介護保険制度改正に対応した運営体制を確立します。

サービス提供責任者及び訪問介護員と居宅介護支援事業所との連絡調整機能を強化します。

ウ. 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

現状と課題

自宅での入浴が困難で要介護（要支援）の認定を受けられた方や、障害を持っておられる方の自宅へ入浴車で訪問し、居室で入浴できるサービスを提供しました。

利用者がその人らしく過ごせるよう、利用者及び家族とのコミュニケーションを大切にし、希望に沿ったサービスを提供しました。

介護事故が起こらないように、細心の注意を払いサービスを提供しました。

感染症対策や、安定した事業運営に課題があります。

今後5カ年の活動方針

利用者主体のサービスを提供するために、研修等により職員の資質向上に努め、訪問入浴介護職員（常勤、非常勤）を確保し、苦情対応体制の整備、介護保険制度改正に対応した運営体制を確立します。

安全な入浴ができるよう入浴機材や車両の点検整備を行います。

居宅介護支援事業所との連絡調整機能を強化します。

エ. 通所介護、介護予防通所介護

現状と課題

自宅で介護を必要とされる方にデイサービスセンターを利用いただき、食事や入浴・レクリエーションなどの各種サービスを提供し、日常生活上の支援や生活行為向上に努めました。

常に笑顔で利用者に接し、対話を大事にしサービスを工夫しました。

本会が運営する各事業所の特色を取り入れ、利用者確保に努めました。

より特色のあるデイサービスを提供するためにも、各種研修等に参加する必要があります。

今後5カ年の活動方針

利用者主体のサービスを提供するために、研修等により職員の資質向上に努め、通所介護職員（常勤、非常勤）を確保し、苦情対応体制の整備、介護保険改正に対応した運営体制を確立し、特色のあるデイサービスの運営について協議検討します。

他の通所介護事業所や居宅介護支援事業所との連絡調整機能を強化します。



②活動項目：障害者自立支援（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援、身体障害者（児）訪問入浴）

現状と課題

本会では障害者が地域で安心して生活していただけるように、障害者福祉サービス（①居宅介護②重度訪問介護③同行援護）と、地域生活支援事業（④移動支援事業⑤訪問入浴サービス事業）の指定を受けサービスを提供しました。

障害者の自立支援に視点を置き、障害の重度化に対応したサービスを提供し、利用者の要望や苦情が届きやすいように苦情受付担当者を配置しました。

利用者が少なく自立支援費等収入だけでは、人員配置基準を満たすことが困難な状況であったり、障害種別（身体・知的・精神・障害児）研修が求められており、対応できる職員が限られています。

サービス調整制度がなく、行政関係機関との情報共有と連携が求められています。

今後5カ年の活動方針

利用者主体のサービスを提供するために、研修等により職員の資質向上に努め、早朝や夜間、休日のサービス提供体制を確立するためにも、訪問介護員（常勤、非常勤）を確保し、苦情対応体制の整備、行政機関との情報の共有と対応方法を確立します。

③活動項目：難病患者ホームヘルプサービス（町受託事業）

現状と課題

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者宅に訪問して、介護を必要とされる方の日常生活の支援を行いました。

食事介助や入浴介助などの身体介護サービスと、調理や掃除洗濯などの生活援助サービスを提供し、難病患者の自立と社会参加を促しました。

町行政担当課と連絡調整を行い、利用者が在宅で普通の暮らしを継続できるよう、自立支援に視点を置き疾患の状況に応じたサービスを実施しました。

今後5カ年の活動方針

利用者主体のサービスを提供するために、研修等により職員の資質向上に努め、早朝や夜間、休日のサービス提供体制を確立するためにも、訪問介護員（常勤、非常勤）を確保し、苦情対応体制の整備、行政機関との情報共有と対応方法を確立をします。

サービス提供責任者及び訪問介護員と居宅介護支援事業所との連絡調整機能を強化します。

強化目標Ⅰ 多様な住民が参加・参画した社協づくり

地域を構成するのはそこに住む人々であり、地域をより良くしていくためには住民の協力が不可欠です。地域福祉は「住民参加」が前提となります。

本会は、全町民を会員とする公益性の高い民間法人です。さまざまな課題に対応するため、住民を中心とした協議する機能をもった組織づくりを目指します。

①活動項目：住民を基盤とする会員制度の強化

現状と課題

地域福祉は「住民参加」が前提であり、住民を中心とした協議する機能をもった組織づくりを進めました。

毎年7月に一般会員募集と11月に賛助会員募集を行いました。

今後5ヵ年の活動方針

一般会員や企業及び事業所への賛助会員の募集方法を検討し、住民を基盤とする会員制度を強化します。

②活動項目：住民主体の社協づくり

現状と課題

第1次地域福祉推進計画にそって、地域における福祉課題を解決するために、住民の参加協力を得ながら事業を推進しました。

今後5ヵ年の活動方針

第2次地域福祉推進計画の定期的な点検と見直しを行い、住民参加を得ながら事業を推進します。



強化目標Ⅱ 経営体制と財政基盤の確立

本会は、町民の皆さんからの社協会費、寄付金、共同募金配分金、行政からの補助金、受託金、介護保険の事業収益などを活用し、総合的な地域の福祉課題に対応できるように経営を進めています。しかし、近年の社協をとりまく財政状況は極めて厳しく、将来安定した事業運営が続けられるよう資産の安定的な運用を目指します。

①活動項目：役員会組織の運営と機能強化

現状と課題

安定した事業を展開できるよう、理事会を年間7回、評議員会を年間4回開催しました。

今後5ヵ年の活動方針

理事会の定期開催を検討します。
組織運営の強化に向けた研修会を実施します。

②活動項目：共同募金委員会との連携

現状と課題

地域福祉活動の財源を確保するため、共同募金運動に協力しました。

今後5ヵ年の活動方針

共同募金運動と歳末助け合い運動へ積極的に協力し、配分金の有効活用に努めます。

③活動項目：自主財源の強化と活用

現状と課題

自主財源として一般会員と賛助会員の会費収入や、善意銀行への預託金を募り有効活用に努めました。

今後5ヵ年の活動方針

会員募集方法の工夫と拡大を行い、会費や善意銀行への預託金の効果的な活用と用途の明確化を図ります。
社協独自の収益事業を検討します。

④活動項目：資産の効率的な安定運用

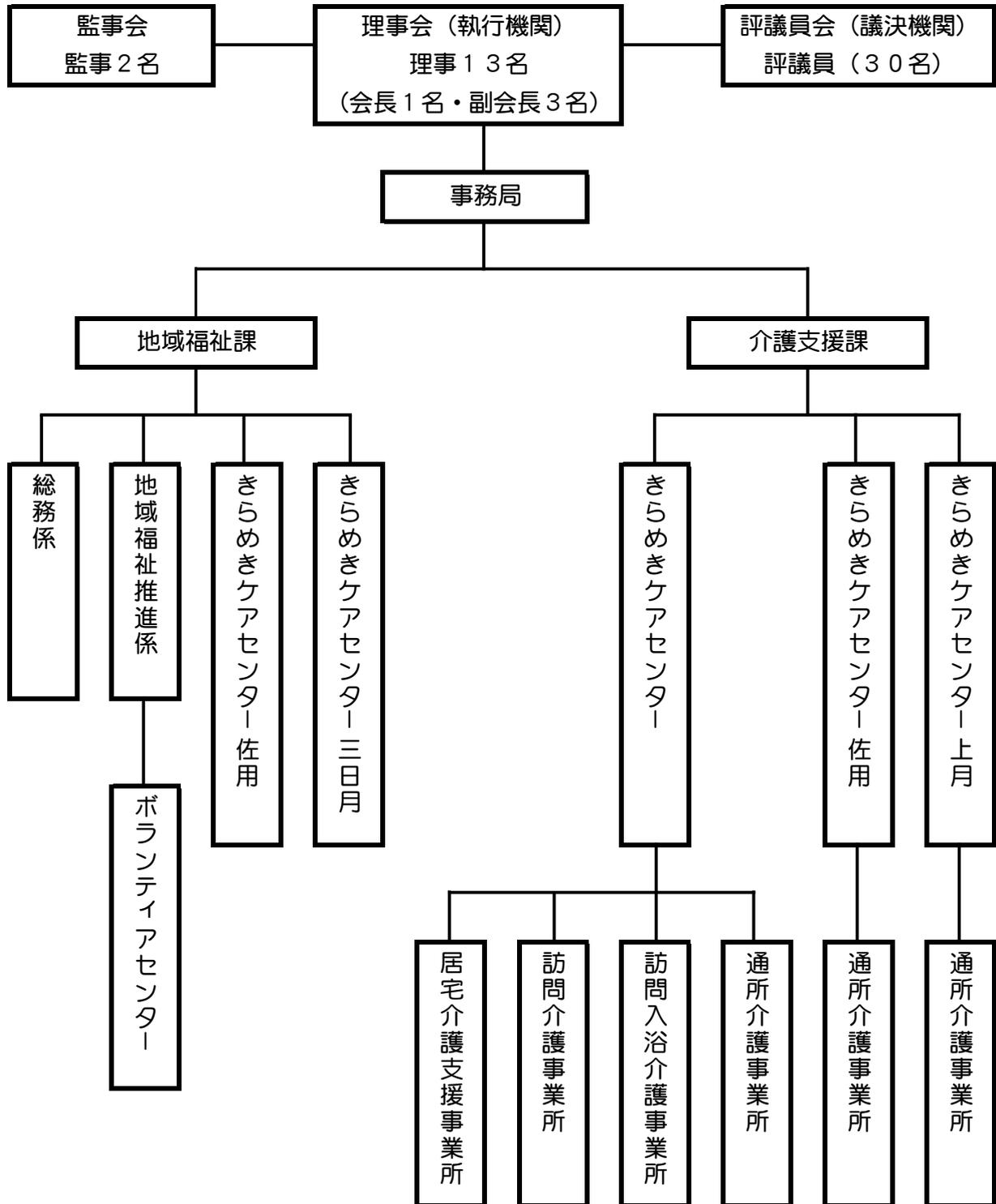
現状と課題

社協事業の安定した経営を図るため、福祉基金と経営安定化基金等を積み立て効率的な運用に努めました。

今後5ヵ年の活動方針

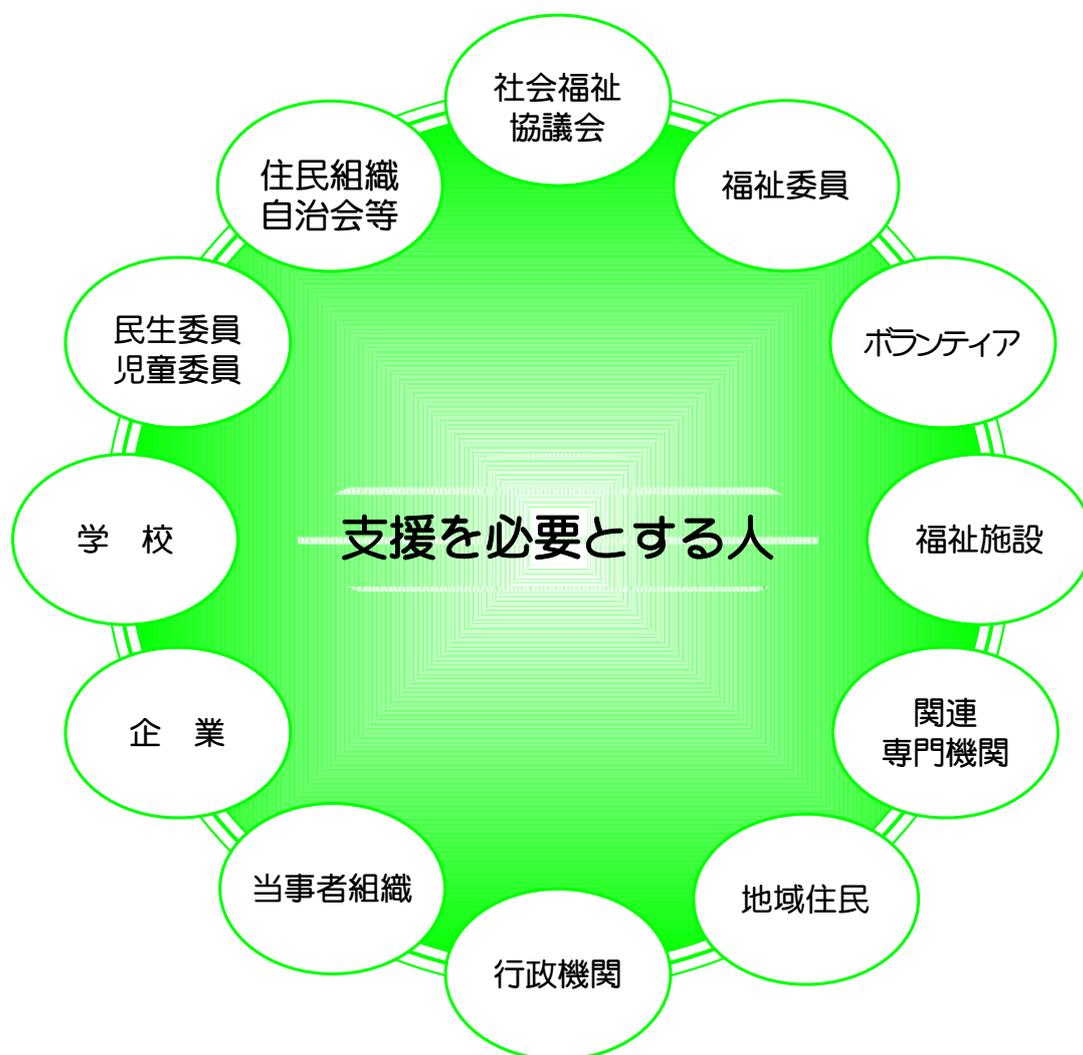
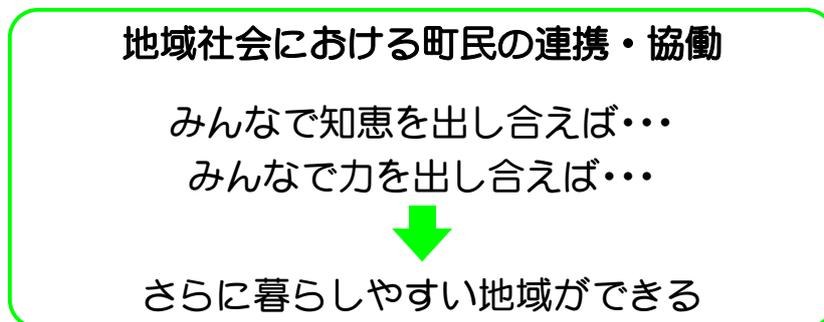
資産の効率的な運用と、用途の明確化を図ります。

1. 佐用町社会福祉協議会 組織図

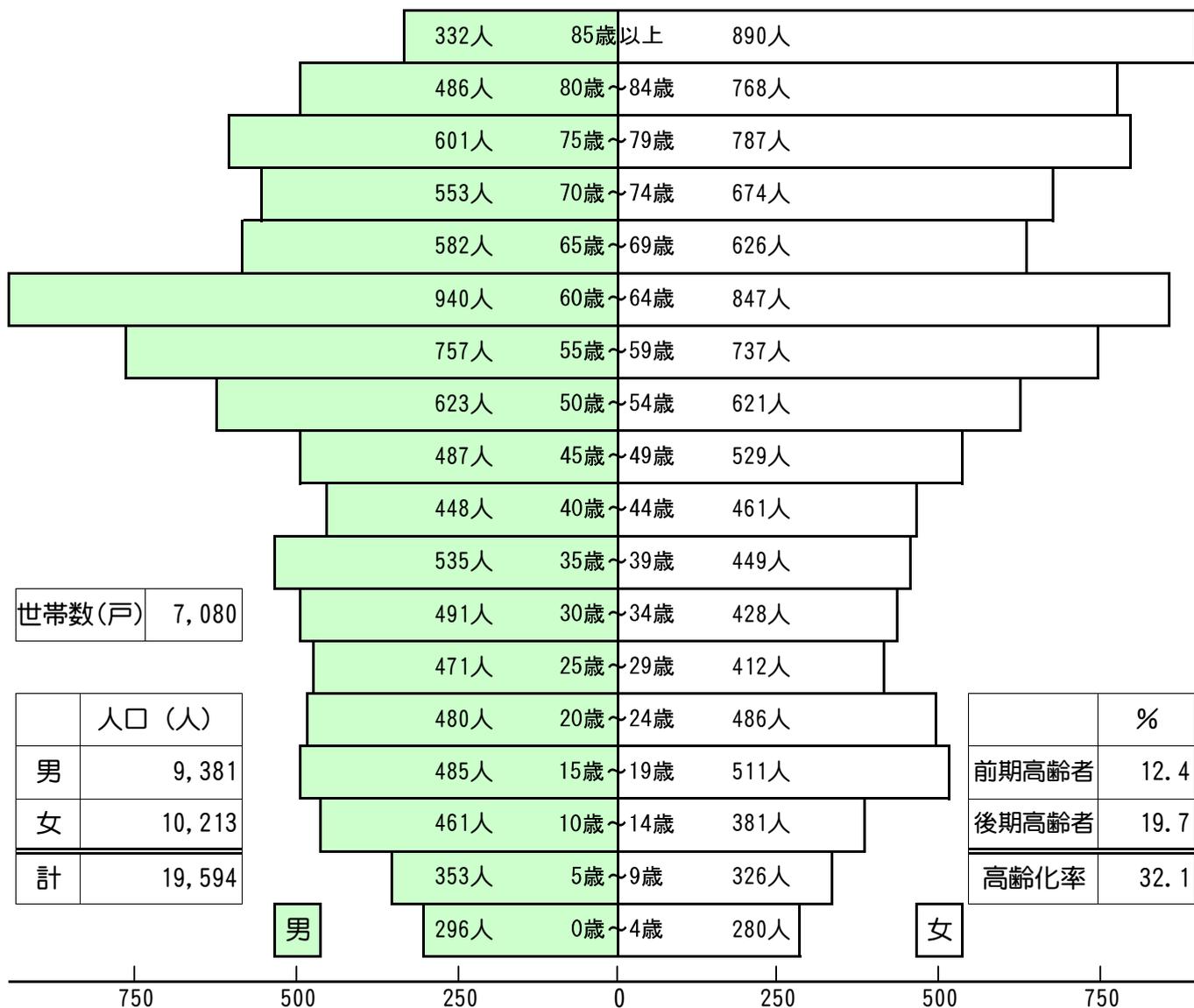


參考資料

2. みんなでつくる地域福祉のイメージ

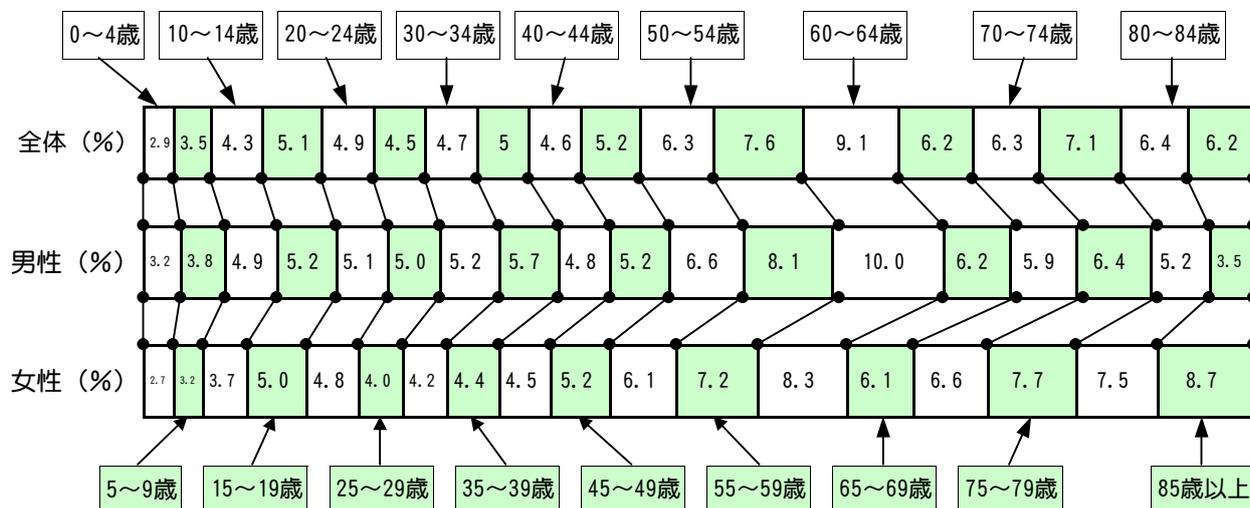


3. 佐用町の人口ピラミッド（平成23年12月31日現在）



※佐用町住民基本台帳参照

4. 佐用町の人口割合（平成23年12月31日現在）



5. 第2次地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会 第2次地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人佐用町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が取り組むべき第2次地域福祉推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するために、社会福祉法人佐用町社会福祉協議会第2次地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 委員会は、委員8名以内で組織し、本会会長が委嘱する。

(任 期)

第3条 委員の任期は、推進計画の策定をもって終了する。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 この委員会に委員互選による委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長は委員会を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員会が必要と認めるときは、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

3 計画は、委員会で作成し、理事会の議決を経て決定されるものとする。

(費用弁償)

第6条 委員の費用弁償の支給については、社会福祉法人佐用町社会福祉協議会役員等報酬及び費用弁償に関する規程を適用する。

(庶 務)

第7条 委員会に関する庶務は、本会地域福祉課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

従前の「社会福祉法人佐用町社会福祉協議会第1次地域福祉推進計画策定委員会設置要綱」は廃止する。

6. 第2次地域福祉推進計画策定に係わる経過

- 平成23年9月
 - ・各担当者から第1次地域福祉推進計画の活動評価と課題の提出

- 平成23年10月
 - ・各担当者からの活動評価と課題をもとに、第2次地域福祉推進計画（素案）の作成

- 平成23年11月1日・・・第1回実務担当者会議
 - ・第2次地域福祉推進計画（案）の内容と構成検討

- 平成23年12月14日・・・第2回実務担当者会議
 - ・第2次地域福祉推進計画（案）の見直し

- 平成23年12月22日・・・第3回実務担当者会議
 - ・第2次地域福祉推進計画（案）計画内容構成等の全体確認

- 平成24年1月13日・・・第4回実務担当者会議
 - ・第2次地域福祉推進計画（案）の添削

- 平成24年1月16日・・・第5回実務担当者会議
 - ・第2次地域福祉推進計画（案）調整

- 平成24年1月24日・・・第1回第2次地域福祉推進計画策定委員会
 - ・策定委員会の委員長と副委員長の選任
 - ・第2次地域福祉推進計画の計画概要の説明と内容の協議

- 平成24年2月1日・・・第6回実務担当者会議
 - ・第2次地域福祉推進計画（案）最終確認

- 平成24年2月13日・・・第2回第2次地域福祉推進計画策定委員会
 - ・第2次地域福祉推進計画（案）のまとめ

- 平成24年2月21日・・・理事会
 - ・第2次地域福祉推進計画 承認

- 平成24年3月
 - ・第2次地域福祉推進計画 発行

7. 第2次地域福祉推進計画策定委員名簿

氏名	選出区分	備考
坂口 榮	理事（地域代表）	委員長
西坂 越次	評議員（身体障害者福祉協会）	副委員長
河副 滋明	理事（地域代表）	
井戸 光夫	理事（地域代表）	
飛岡 正俊	理事（地域代表）	
新田 妙子	評議員（学識経験者）	
大永 ふさ子	評議員（ボランティア関係）	
横生 均	評議員（教育委員会）	

8. 第2次地域福祉推進計画策定実務担当者名簿

氏名	役職	業務内容等
清水 好一	事務局長	総括
竹田 好作	地域福祉課長	地域福祉事業
谷本 幸昌	地域福祉課主任	地域福祉推進係
花尾 敏二	介護支援課長	介護保険事業
天野 しのぶ	介護支援課副課長	きらめきセンター佐用センター長
永井 初美	介護支援課副課長	訪問介護事業所サービス提供責任者
横山 冬子	介護支援課主任	きらめきケアセンター上月施設管理者
村上 貞子	介護支援課主任	居宅介護支援事業所管理者
紙上 浩子	介護支援課主任	通所介護事業所

さようふくしプラン 第2次地域福祉推進計画

平成24年3月発行

【発行】 社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会

〒679-5213 兵庫県佐用郡佐用町東徳久1946番地

南光地域福祉センター内



TEL (0790) 78-1212 (代)

FAX (0790) 78-1700
